

# 令和7年第3回九戸村議会臨時会会議録

令和7年11月25日（火）  
午前10時 開会 開議

## ◎議事日程(第1号)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 九戸村個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第2号 令和7年度九戸村一般会計補正予算(第4号)

◎出席議員（12人）

1番	大崎	優一	君	7番	上村	昇	君
2番	久保	えみ子	君	8番	岩渕	智幸	君
3番	渡	保男	君	9番	保大木	信子	君
4番	高崎	覺志	君	10番	古舘	巖	君
5番	中村	國夫	君	11番	川戸	茂男	君
6番	坂本	豊彦	君	12番	桂川	俊明	君

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	大久保	勝彦	君					
副	村	長	岩崎	一弘	君				
総	務	課	長	野辺地	利之	君			
村	づくり	推進	課	長	川原	憲彦	君		
税	務	住	民	課	長	大崎	篤史	君	
保	健	福	祉	課	長	篠山	剛	君	
保	健	福	祉	課	主	幹	小野寺	さゆり	君

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事	務	局	長	柳	平	善	行
主			任	山	本	猛	輝

◎開会の宣告（午前 10 時 16 分）

○議長（桂川俊明君） おはようございます。

ただ今から、令和 7 年第 3 回九戸村議会臨時会を開会いたします。

ただ今の出席議員は、12 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

---

◎開議の宣告（午前 10 時 16 分）

○議長（桂川俊明君） これから、本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（桂川俊明君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程に入る前に報告いたします。

11 月 25 日付けで、村長からの送付議案は、別紙議案一覧表のとおり 2 件であります。議案は、お手元に配布のとおりであります。

次に、村長から「令和 7 年度九戸村一般会計補正予算(第 2 号)の訂正について」の報告がありました。その写しは、お手元に配布のとおりであります。なお、本件については、付議事件として告示された案件ではありますが、議決事件に及ばないため、報告をもって訂正するものでありますので、ご了承願います。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（桂川俊明君） これから、本日の議事日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、4 番、高崎覺志議員。

5 番、中村國夫議員。6 番、坂本豊彦議員の 3 人を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（桂川俊明君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期について、議会運営委員長からの報告は、本日 1 日間であります。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員長からの報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、本臨時会の会期は、本日 1 日間に決定いたしました。

---

◎議案第 1 号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第3、議案第1号「九戸村個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長

○税務住民課長（大崎篤史君） それでは、議案第1号「九戸村個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

今回の条例改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に伴う住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報管理の事務を新たに追加し、また、障害者福祉に関する事務及び特定個人情報を新たに追加するための改正となります。なお、住登外者等とは、当村の住民基本台帳に記載されていない方です。村外に住所がありましても土地、建物などの所有による固定資産税の課税や、一定の施設に入所する際の国保の住所地特例といった、税や行政サービス上、記録しておく必要がある住登外者には、特定できる固有の番号を付けて管理することになります。改正の内容でございますが、当村のマイナンバーを利用する事務において、住登外者宛名情報を取り扱う事務と、どういった事務にどのような特定個人情報を取り扱うかを整理しようとするものとなります。

新旧対照表をご覧ください。別表第1および別表第2には、当村におけるマイナンバーの独自利用に関する事務等が掲げられております。まず、1ページの別表第1につきまして、2の項の福祉対策補助金交付要綱が改正されておりますので、それを反映させる改正と、新たに4の項として、住登外者の情報の管理に関する事務を追加する改正となります。次に、1ページ中段、上から4ページにかけて、別表第2につきましては、全文改正となります。1の項から3の項までは、利用する特定個人情報住登外者宛名情報を追加する改正となります。4の項から7の項は、児童・身体障がい者および知的障がい者等の障害者福祉に関して実施するそれぞれの事務、およびその特定個人情報として利用する情報を新たに追加する改正となります。

次に、附則でございます。この条例は、令和7年12月8日から施行しようとするものでございます。

令和7年11月25日提出。九戸村長 大久保勝彦

提案理由でございますが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正及び地方公共団体システムの標準化に伴い、所要の整備をしようとするものでございます。

説明は、以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（桂川俊明君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第1号「九戸村個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長(桂川俊明君) 日程第4、議案第2号「令和7年度九戸村一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

総務課長

○総務課長(野辺地利之君) それでは、議案第2号「令和7年度九戸村一般会計補正予算(第4号)」について説明いたします。

令和7年度九戸村一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,419万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億7,803万3,000円とするものでございます。第2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

令和7年11月25日提出。九戸村長 大久保勝彦

ページをめくっていただきまして、2ページからが「第1表 歳入歳出予算補正」となります。2ページが歳入、3ページが歳出で、それぞれ補正額を追加しております。

続いて、4ページが「第2表 地方債補正」となります。農地の災害復旧に伴う農地農業用施設災害復旧事業債を220万円から280万円に変更しようとするものでございます。

次のページからが、歳入歳出補正予算事項別明細書となっております。事項別

明細書の3ページをご覧ください。主な項目について、説明をいたします。まず歳入では、16 款県支出金、2 項8 目災害復旧費県補助金に農地農業用施設災害復旧費県補助金として、465 万 1,000 円を計上しております。次に、20 款繰越金の1 項1 目繰越金には、891 万 4,000 円を計上しております。

次に、4 ページからが歳出でございます。まず、2 款総務費です。2 款1 項6 目企画費の14 節工事請負費には、53 万 8,000 円を計上しております。これは、長興寺上地区バス停待合室移転工事に係る工事費が、構造の変更が必要となったことから増額補正しようとするものでございます。次に、3 款民生費です。3 款1 項4 目社会福祉施設費の17 節、備品購入費は、総合福祉センターの居住部門のストーブに不具合があり、更新を必要としたため 41 万円を増額しようとするものでございます。次に、6 款農林水産業費です。6 款1 項8 目、土地改良総合整備事業費の18 節負担金補助及び交付金には、土地改良施設補助金として 727 万 6,000 円を計上しております。遠志内地区の、畑総の漏水修繕に係る補助金の増となります。

次に、5 ページをご覧ください。11 款災害復旧費です。11 款2 項1 目農地農業用施設災害復旧費の14 節、工事請負費に 483 万 5,000 円を計上しております。以前の補正第3 号で、概算設計を行いまして予算をお認めいただいておりますが、査定設計をしたところ、現場の高さに対する工法規制などによりまして工法が変更となったことから、増額補正しようとするものでございます。

説明は、以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（桂川俊明君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2 番、久保えみ子議員

○2 番（久保えみ子君） ちょっと、私、聞き漏らしてしまったようです。歳出の諸費の、村税過年度還付金 63 万 1,000 円。ちょっと、このところをもう一度、お願いします。

○議長（桂川俊明君） 税務住民課長

○税務住民課長（大崎篤史君） お答えいたします。こちらの諸費につきましては、63 万 1,000 円計上させていただいております。こちらは、令和6 年度の法人住民税につきまして、予定申告により納付されておりましたが、確定申告によって確定した納付額が予定申告の納付額より少なくなったことによりまして、過納金となりました法人住民税を、還付しようとするための費用となります。以上でございます。

○議長（桂川俊明君） 2 番、よろしいですか。

2 番、久保えみ子議員

○2 番（久保えみ子君） 災害復旧費のところの14 節工事請負費のところ、説明が

ありましたけども、場所的にどこだったでしょうか。

○議長（桂川俊明君） 総務課長

○総務課長（野辺地利之君） 今回の補正予算で出しておりますこの農地の災害につきましては、戸田の平内地区の水田ということになります。

（「はい、分かりました」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） ほかに、ございませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第2号「令和7年度九戸村一般会計補正予算(第4号)」は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉議の宣告

○議長（桂川俊明君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（桂川俊明君） 以上をもちまして、令和7年第3回九戸村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会（午前10時34分）